

令和4年第4回臨時会

奈井江町議会臨時会会議録

令和4年7月15日 開会

令和4年7月15日 閉会

奈井江町議会

令和4年第4回奈井江町議会臨時会

令和4年7月15日（水曜日）

午後 1時59分開会

午後 2時15分閉会

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議案第1号 令和4年度奈井江町一般会計補正予算（第4号）
- 第 4 議案第2号 工事請負契約の議決事項の変更について【奈井江町体育館大規模改修工事】

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（18名）

町	長	三本英司
副	町長	碓井直樹
教	育長	相澤公
企	画財政課参事	小澤克則
総	務課長	辻脇泰弘
会	計管理者兼会計課長	横山誠
町	民生活課長	田野義美
建	設環境課長	加藤一之
産	業観光課長	石塚俊也
保	健福祉課長	鈴木久枝
教	育委員会事務局長	松本正志
町	立病院事務長	杉野和博
建	設環境課課長補佐	石川裕二
保	健福祉課課長補佐	辻脇真理子
保	健福祉課課長補佐	遠藤友幸

企画財政課課長補佐	井上健二
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	小島和博

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本 静
議会庶務係長	釣本 真由美

（13時59分）

開会

●議長

皆さん、臨時会の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和4年奈井江町議会第4回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、新型コロナウイルス感染症予防のため、議場出入口は開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、7番森山議員、8番大矢議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期、臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時00分)

●議長

日程第3、議案第1号「令和4年度奈井江町一般会計補正予算(第4号)」を議題と

いたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

臨時会出席、お疲れさまです。

議案書1ページをお開きください。

議案第1号「令和4年度一般会計補正予算(第4号)」についてご説明いたします。

歳入歳出それぞれ5,022万2,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ56億1,538万6,000円とするものであります。

令和4年7月15日提出。奈井江町長。

今回の補正予算につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の原油価格、物価高騰対応分に係るものであります。

補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので7ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に要する経費4,457万9,000円を追加計上。

8ページにわたります3款1項1目の社会福祉総務費では、住民税非課税等の高齢者世帯及び障害者世帯に対する給付金、事務費合わせて1,302万2,000円を追加計上。

8ページ中段から9ページにわたります7目の高齢者対策費では、高齢者の外出、認知症予防等を促進するためのスマートエイジングスクール事業に係る会計年度任用職員の報酬、外部講師謝礼、タブレット購入費用等、合わせて103万9,000円を追加計上。

9ページ中段、2項2目の児童措置費では、ひとり親世帯、低所得の子育て世帯に対する特別給付金、事務費合わせて122万3,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページをお開きください。

15款の国庫支出金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,634万8,000円。地域包括支援センター事業に充当される介護保険事業費補助金69万2,000円を追加計上。16款の道支出金では、高齢者世帯等生活支援事業費補助金304万2,000円、子育て世帯臨時特別給付金支給事業補助金14万円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差964万1,000円については、7ページ、財産調整基金積立金を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。

なお、地方創生臨時交付金に係る各事業の詳細につきましては、このあと担当参事よりご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

企画財政課参事。

●企画財政課参事

臨時会出席、大変お疲れさまでございます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業概要についてご説明いたしますので、臨時会資料1ページをお開き願います。

令和4年度の地方創生臨時交付金につきましては、当初予算により、事業応援給付金事業、主食用米生産支援給付金事業、公共施設等の感染防止対策など18事業の予算を計上し、コロナ禍における各種対策を進めているところでございますが、4月28日付けで、国から総合緊急対策に伴う臨時交付金の交付限度額について通知があり、6月1日の臨時会で、新型コロナウイルス小型遺伝子検査機器の予算を議決いただきましたが、国、道が実施する経済対策の内容等を踏まえつつ、原油価格、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減等を図るため、新たに7事業の予算を計上したところでございます。

各事業の概要についてでございますが、生活者支援の対策として、1番目の高齢者非課税世帯等生活支援事業では、原油価格等の高騰により厳しい状況に置かれている住民税非課税または生活保護受給の高齢者及び障害者世帯に対して、町と道の取組として、1世帯当たり1万2,000円を交付するものであり、1,000世帯分の交付金、事務費など1,302万2,000円を計上してございます。

2番目の児童扶養手当受給世帯等生活支援事業では、国が低所得の子育て世帯に対して支給する児童1人当たり5万円の給付金に、町独自の上乗せとして、1人当たり1万円を支給するもので、対象者100人の交付金、事務費等に加え、道独自の上乗せとして実施する1万円の交付対象者のうち、町を經由して交付する低所得の子育て世帯21人分の交付金を合わせ、122万3,000円を計上してございます。

3番目の学校給食費負担軽減事業では、給食食材費等の物価高騰による給食費の値上げを抑制するため、砂川市学校給食センターを利用する1市3町の合意に基づき、負担金を増額し、保護者負担の軽減を図るもので、207万9,000円を計上してございます。

次に、事業者支援の対策として4番目の町内事業者等事業継続緊急支援金では、コロナ禍の影響に加え、原材料等の価格高騰が幅広い事業者に影響を及ぼしていることから令和3年11月以降のいずれかの月で原材料費等が増加している事業者への支援金10万円を交付するものであり、100者分の1,000万円を予算計上してございます。

なお、道においても本町の支援要件に売り上げ減少を加えた独自の取組として法人20万円、個人事業主に5万円の支援金を支給することになってございます。

次に、5番目の農業生産資材価格高騰緊急支援では、本年6月以降に肥料を購入した農業者を対象に、経営面積1ヘクタール当たり1万5,000円の支援金を交付するもので、対象農業者116者、面積2,100ヘクタール分の3,150万円を計上してございます。

次に、コロナ禍における感染防止対策等を進める取組として、6番目のスマートエイジングスクールでは、高齢者の外出促進、認知症予防等を目的とした教室に必要なタブレット10台の購入、会計年度任用職員の報酬、外部講師謝礼など、103万9,000円を計上してございます。

次に、7番目の公共施設予約システム導入事業では、自治体DXの推進による住民の利便性の向上、住民と職員の接触機会の低減を図るため、インターネットによる公共施設予約システムの構築、保守料として100万円を計上してございます。

以上、7事業の合計事業費が5,986万3,000円、財源につきましては議案書6ページの事項別明細書にありますように、地方創生臨時交付金が4,634万8,000円、高齢者非課税世帯等生活支援事業など、臨時交付金以外の国、道補助金が387万4,000円、一般財源が964万1,000円となったところでございます。

以上が臨時交付金の事業の概要でございますが、直面している町民生活、地域経済と鶴への影響緩和のため、本予算の議決後、各対象者への支援が速やかにいきわたるよう、事業の周知、事務手続き、関係団体等との協議等を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、臨時交付金の説明といたしますので、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、大矢議員。

●8番

8番。今ほど内容について説明がありましたけれども、5番の農業生産資材高騰緊急支援金の関係なんですけれども、関係団体と今後協議して進めていくということなんですけれども、今の段階で大まかに日程といいますか、スケジュールがある程度分かりましたら教えていただきたいと思います。これ農業者からの申請があつて、その審査して支給されると思うんですけれども、その辺のスケジュール的なものについて。まだ今の段階ではこれから打ち合わせするということですので、詳しくは分からないかと思っておりますけれども、大まかな日程について伺います。

●議長

産業観光課長。

●産業観光課長

臨時会のご出席、大変お疲れさまでございます。

ただいまのご質問でございますが、スケジュールにつきましては今のところ申請時期については、8月の下旬から9月末ぐらいの間を想定してございます。そして、支払につきましては、早ければ10月の下旬ごろまでには給付のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

●議長

よろしいですか。8番大矢議員。

●8番

ありがとうございます。支給については早ければ10月の下旬ということなので、年度末にということになると大変厳しいんですけど、この時期にもしさらっていただけるのであれば、農業地域は非常に楽できますので、できるだけこの時期に支払っていただけるように準備を進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

●議長

ほかに質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(14時12分)

●議長

日程第4、議案第2号「工事請負契約の議決事項の変更について（奈井江町体育館大規模改修工事）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書12ページをお開きください。

議案第2号工事請負契約の議決事項の変更について。

令和4年4月27日議会の議決を経た奈井江町体育館大規模改修工事の契約の一部を変更したいので、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。

令和4年7月15日提出。奈井江町長。

記といたしまして、契約の金額において変更前の金額1億2,100万円を1億2,489万4,000円に変更するものであります。

今回の変更につきましては、体育館大規模改修工事において、アリーナなどの温水暖房設備配管の更新に関して、当初、配管内を循環する不凍液については、再利用する計画となっておりました。しかしながら、回収した不凍液の劣化が著しいことが判明したことから、再利用を全部更新に改め、また、事務室など、配管の更新を行わない部分も不凍液が循環していることから、この部分の洗浄作業を追加することとしております。

なお、予算に関しては、規定予算の中で、実施するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

閉会

●議長

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

令和4年奈井江町議会第4回臨時会をこれにて閉会といたします。皆さん、大変ご苦労さまでした。

(14時15分)